

少年警察補導員による少年非行への対応と その困難に関する研究 (2)

宮前 淳子 ・ 堀江 良英* ・ 宮前 義和 ・ 大久保 智生
(学校教育) (香川県警察本部) (附属教育実践総合センター) (学校教育)

760-8522 香川県高松市幸町1-1 香川大学教育学部

*760-8579 香川県高松市番町4-1-10 香川県警察本部

Difficulty in the Guidance to Juvenile Delinquency by the Juvenile Guidance Volunteers (2)

Junko Miyamae, Yoshihide Horie*, Yoshikazu Miyamae and Tomoo Okubo

Faculty of Education, Kagawa University, 1-1 Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522

**Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10 Ban-cho, Takamatsu 760-8579*

要 旨 本研究は、少年警察補導員に調査を行い、1年間あたりの街頭補導回数の違いと、初発型非行防止に関する取り組み、少年非行に対応する際の困難との関連について検討したものである。結果から、街頭補導を頻繁に行っている補導員ほど、初発型非行防止に関する取り組みの必要性を強く認識しており、少年に対応する際にも様々な困難を感じていることが示された。

キーワード 少年警察補導員 少年非行 街頭補導 地域連携 保護者

問題と目的

少年警察補導員は、少年の非行防止や健全育成を図るため、警察職員と連携して幅広い活動を行っている。街頭補導活動も少年警察補導員の主な活動のひとつであり(松本・関亦, 1978)、少年による様々な不良行為(深夜はいかい、道路交通法違反、不良交友等)への対応が求められる。これらの不良行為は、占有離脱物横領や自転車盗といった初発型非行(鈴木, 1990)、さらには粗暴行為や薬物乱用といった本格的な非行行動(緑川, 1999)につながって

いく可能性が高く、重大な行動を起こす前の初期段階で適切な対応を行うことや、予防的な働きかけを行っていくことが重要であるとされている(山本, 2007)。

少年の非行を防止するための取り組みとしては、少年本人に対する指導助言だけでなく、地域への啓発活動や環境浄化活動等も含まれる。しかし、少年警察補導員による非行防止活動の実態については研究が少なく(宮前・宮前・堀江・大久保, 2013)、補導員が少年の非行防止のためにどのような取り組みをどの程度実施しているのか、また、特に必要な取り組みとはど

のようなものであると認識しているのかについては明確でない。

一方、非行のある少年に対応するには、少年を取り巻く状況を的確に把握し、少年にとっての目の前の利益ではなく、少年の将来の利益につながるようなかたちで補導を行うことが重要であり、補導員には高い指導力と豊富な経験が求められている（相原，2005）。しかし実際には、少年警察補導員の7割以上が有職者であり、補導員として活動に参加できる時間には限界がある（宮前ら，2013）。また、非行性のアセスメントをはじめとする専門的知識が得られるような研修の機会は少なく、非行臨床の現場での課題のひとつとなっている（村松，2005）。非行のある少年とかかわった経験が少ない補導員にとっては、様々な取り組みに困難を感じることも少なくないのではないかと推察される。

そこで本研究では、少年警察補導員を対象に初発型非行防止に関する取り組みや非行のある少年に対応する際の困難について調査を実施し、1年間あたりの街頭補導回数の違いが少年警察補導員としての活動や意識にどのように関連しているかについて検討することを目的とする。具体的には、以下の三点について検討することを目的とする。第一に、少年警察補導員が行う1年間あたりの街頭補導活動を、自主的に行われたもの、警察の要請によるもの、学校や教育委員会等からの要請によるものの3種類からとらえ、それぞれの程度実施されているかを明らかにする。そのうえで、少年警察補導員の1年間あたりの街頭補導回数の違いによって、少年や親、学校等から直接に相談を受ける頻度が異なるか否かについて検討することを目的とする。第二に、初発型非行防止に関する取り組みの実施状況について明らかにするとともに、1年間あたりの街頭補導回数の違いによって、実施状況がどのように異なるかについて検討する。また、初発型非行防止に関する取り組みの必要性の認識について明らかにするとともに、1年間あたりの街頭補導回数の違いによって、必要性の認識がどのように異なるかについて検討する。そして最後に、少年非行に対応す

る際に感じる困難が、1年間あたりの街頭補導回数によってどのように異なるかについて検討を行う。

方法

1. 調査協力者

2010年11月～12月に、香川県内の少年警察補導員352名に調査用紙を郵送により配布した。調査票の表紙には、調査は無記名により実施されること、回答は統計的に処理されるため、個人が特定されないことを明記した。22歳～76歳の少年警察補導員206名（男性148名、女性51名、不明7名）より回答が得られた（回答率59%）。調査協力者の平均年齢は61.16歳（ $SD=9.07$ ）であった。少年警察補導員経験年数は1年～39年で、平均経験年数は10.50年（ $SD=8.62$ ）であった。

2. 調査内容

調査協力者に対して、性別、年齢、少年警察補導員の経験年数について回答を求めた。また、以下の質問項目を用いて調査を実施した。

- (1) 街頭補導への参加回数：①自主的に行った街頭補導、②警察の要請による街頭補導、③学校や教育委員会、その他団体からの要請による街頭補導に対して、1年間にどの程度参加したかについて回答を求めた。
- (2) 少年や親等からの相談状況：①少年からの相談、②親からの相談、③学校からの相談、④警察からの相談を受けることがあるかどうかについて回答を求めた。回答形式は、「全く相談を受けることはない」(1点)「ほとんど相談を受けることはない」(2点)「ときどき相談を受ける」(3点)「よく相談を受ける」(4点)の4件法であった。
- (3) 初発型非行防止に関する取り組みの実施状況：初発型非行をエスカレートさせないための取り組みが香川県においてどの程度実施できているかについて、松本・関亦（1978）や少年非行防止法制に関する研

究会（2004）等を参考に、「家庭環境や少年の人格等，非行の背景を理解した上で指導・助言を行うこと」，「少年非行にたずさわる方々（ボランティアや教師等）が安心して活動できるように，そうした方々への支援体制を充実させること」など15の事柄を挙げ，それぞれの実施状況に関して，どのように感じているか回答を求めた。回答形式は，「全く実施できていない」（1点）「ほとんど実施できていない」（2点）「ある程度実施できている」（3点）「十分実施できている」（4点）の4件法であった。

（4）初発型非行防止に関する取り組みの必要性の認識：初発型非行をエスカレートさせないための取り組みがどの程度必要であると感じているかについて，上記（3）と同一の項目を用いて回答を求めた。回答形式は，「全く必要ではない」（1点）「あまり必要ではない」（2点）「すこし必要である」（3点）「とても必要である」（4点）の4件法であった。

（5）少年非行に対応する際の困難の程度
 松本・関亦（1978），麦島（2004），少年非行防止法制に関する研究会（2004），高橋・西村・戸崎・鈴木・小林（1988）等を参考に，少年警察補導員が少年に対応する

際の困難として「補導をしようと思っても，その人が未成年かどうか，外見からは分からないこと」，「補導した少年が，平気ですそをついたり，つくり話をする事」，「非行のある少年の家庭に，教育を期待できないこと」などの17の事柄を挙げ，少年に対応する際，それぞれどの程度の困難を感じているかについて回答を求めた。回答形式は，「全く困っていない」（1点）「あまり困っていない」（2点）「すこし困っている」（3点）「とても困っている」（4点）の4件法であった。

結果と考察

1. 少年警察補導員による街頭補導

少年警察補導員による街頭補導には，自主的に実施されるものと，警察や学校等からの要請を受けて実施されるものがある。まず，自主的に行われた街頭補導の1年間あたりの実施状況について集計した。その結果，0回と回答した者（83名）が最も多く，全体の4割を占めていることが明らかとなった。実施回数には0回～250回と幅があり，個人差が大きいことが示された（Figure 1）。警察の要請により行われた街頭補導の1年間あたりの実施状況について

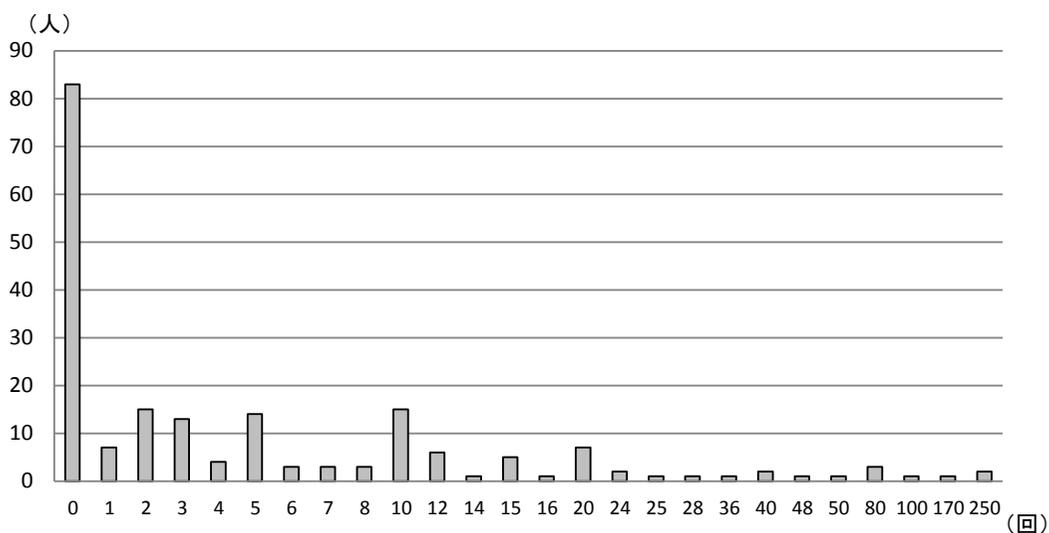


Figure 1 自主的に行われた1年間あたりの街頭補導の回数

は、最も多かったのは10回（26人）で、次に12回（24人）、3回（17人）と続いた（Figure 2）。学校や教育委員会等からの要請により行われた街頭補導の実施状況では、0回と回答した者（53名）が最も多く、全体の25.7%を占めていた（Figure 3）。自主的に実施された街頭補導と同様、実施回数には0回～150回と大きな幅があった。学校や教育委員会等からの要請頻度に地域によって差があることが、要因のひとつ

ではないかと考えられる。

2. 1年間あたりの街頭補導回数と、少年・親・学校・警察からの相談状況との関連

少年警察補導員による1年間あたりの街頭補導回数と、少年や親、学校、警察からの相談状況との関連について検討を行った。

分析に先立ち、1年間あたりの街頭補導回数（自主的に行われたもの、警察や学校等からの

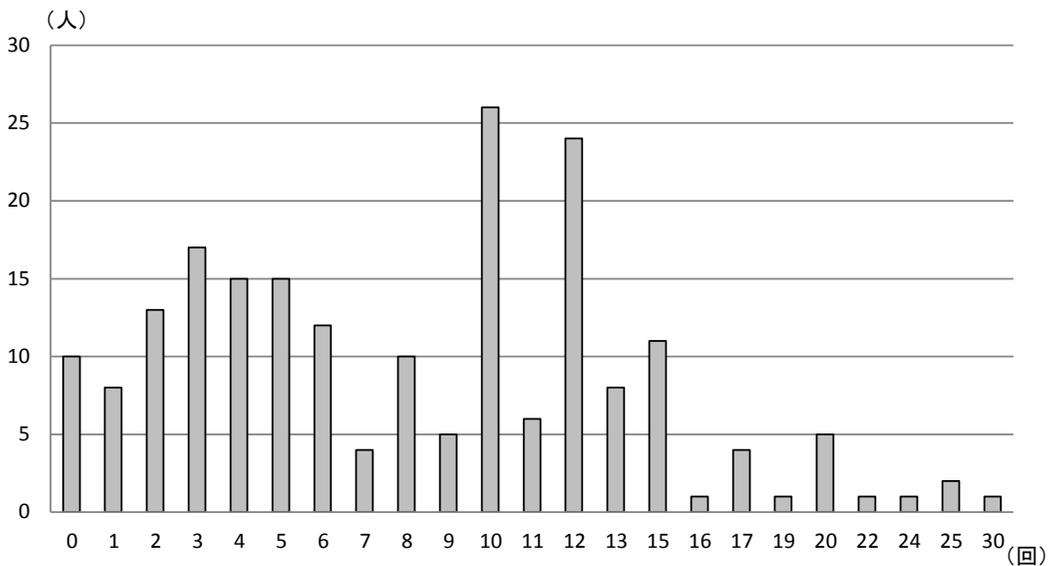


Figure 2 警察の要請により行われた1年間あたりの街頭補導の回数

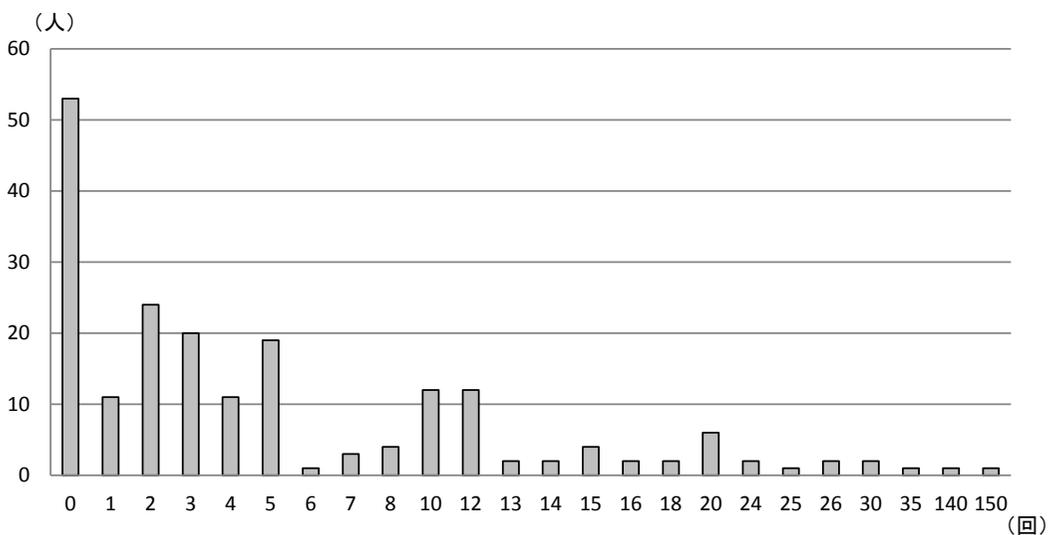


Figure 3 学校や教育委員会等からの要請により行われた1年間あたりの街頭補導の回数

要請によるもの)を合計した。次に、その合計回数によって調査協力者を4群(0回～9回, 10回～19回, 20回～39回, 40回以上)に分類した。

相談状況を従属変数とした一要因分散分析を行った結果、「少年からの相談 (F(3,195) = 8.24, p<.001)」、「親からの相談 (F(3,193) = 8.93, p<.001)」、「学校からの相談 (F(3,195) = 10.10, p<.001)」では、群間に有意な差がみられた (Table 1)。そこで、Tukey法による多重比較を行った。その結果、いずれも20回～39回と40回以上の群の平均値が0回～9回と10回～19回の群よりも高いことが明らかとなった。また、「警察からの相談」でも群間に有意な差がみられ (F(3,193) = 5.14, p<.01)、多重比較を行った結果、0回～9回と10回～19回の群より40回以上の群の平均値が有意に高いことが明らかとなった。これらのことから、街頭補導を年に20回以上実施している補導員のほうが、少年や親、学校から相談を受ける頻度が高く、なかでも年に40回以上実施している補導員は、警察からも相談を受けることが相対的に多くなっていることが分かった。1年間あたりの街頭補導回数が多いということは、それだけ地域で活発に活動しているということであり、そうした少年警察補導員の姿勢は地域住民の信頼を得ることもつながっているのではないかと考えられる。

3. 1年間あたりの街頭補導回数と、初発型非行防止に関する取り組みの実施状況との関連
香川県における初発型非行防止に関する取り組みについて、「子どもたちの規範意識を向上させるための取り組みを充実させること」、「地域のつながりを深めるために、町内会の行事等を活性化させること」などの15の事柄を挙げ、それぞれの事柄に対してどの程度実施できていると感じているか、項目別に平均値を算出した (Figure 4)。その結果、全体的に平均値が低く、なかでも、「学校や家庭、地域に、非行のある少年の居場所を確保すること (M=2.13, SD=0.65)」や、「非行のある少年と人間関係を築いた上で指導・助言を行うこと (M=2.24, SD=0.67)」、「非行のある少年の親の意識が変化するように、子育てに関する相談や啓発活動を充実させること (M=2.26, SD=0.63)」の平均値が低いことが明らかとなった。

次に、少年警察補導員による1年間あたりの街頭補導回数によって初発型非行防止に関する取り組みの実施状況に差があるか否かについて検討するため、取り組みの実施状況を従属変数とした一要因分散分析を行った (Table 2)。その結果、「補導に関する法律上の整備(補導の手続きの明確化等)をすること」にのみ有意な差がみられた (F(3,195) = 2.80, p<.05)。そこで、Tukey法による多重比較を行った結果、1年間に40回以上の街頭補導を実施している群の平均値が、0回～9回の群と10回～19回の群よ

Table 1 1年間あたりの街頭補導回数と、少年・親・学校・警察からの相談状況との関連

	街頭補導回数				F値	
	0～9回 N=50	10～19回 N=69	20～39回 N=52	40回以上 N=25		
少年からの相談	1.54 (0.68)	1.60 (0.72)	2.10 (0.77)	2.16 (0.90)	8.24***	0～9回, 10～19回<20～39回, 40回以上
親からの相談	1.70 (0.68)	1.60 (0.72)	2.20 (0.83)	2.24 (0.83)	8.93***	0～9回, 10～19回<20～39回, 40回以上
学校からの相談	1.60 (0.70)	1.46 (0.61)	2.06 (0.91)	2.28 (1.02)	10.10***	0～9回, 10～19回<20～39回, 40回以上
警察からの相談	1.63 (0.76)	1.55 (0.61)	1.90 (0.81)	2.16 (0.99)	5.14**	0～9回, 10～19回<40回以上

カッコ内は標準偏差

** p<.01 ***p<.001

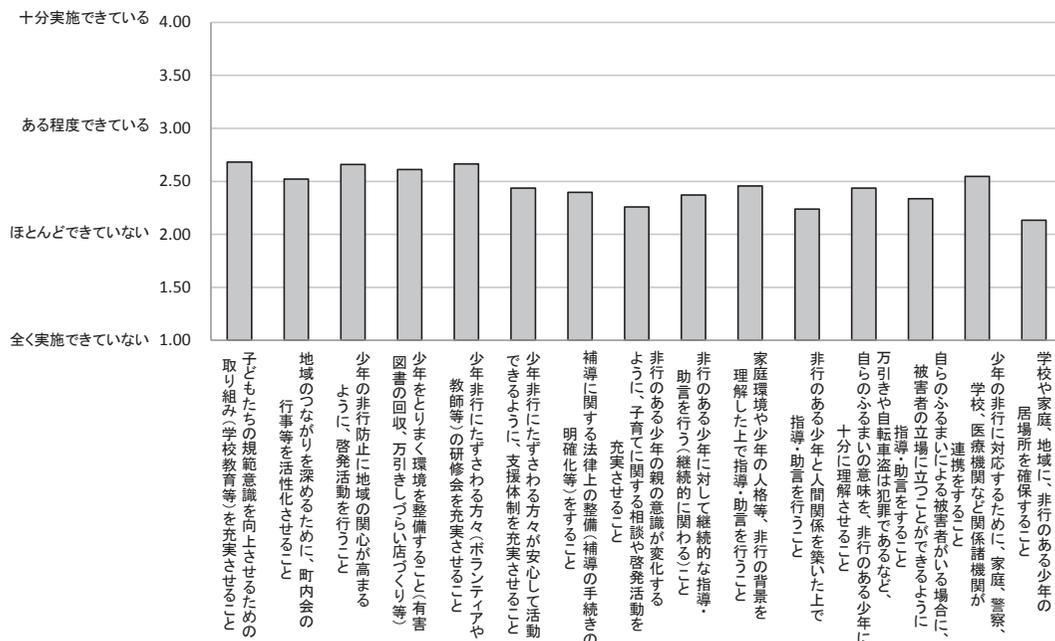


Figure 4 初発型非行防止に関する取り組みの実施状況

りも高いことが明らかとなった。他の項目では、有意な差はみられなかった。このことから、街頭補導の実施回数と初発型非行防止に関する取り組みの実施状況とは、必ずしも関連するものではないと考えられる。取り組みの実施状況に関しては、地域の少年非行に対する関心や支援のニーズがどの程度であるかによっても異なってくるのではないと思われる。

4. 1年間あたりの街頭補導回数と、初発型非行防止に関する取り組みの必要性との関連

初発型非行防止に関する取り組みについて、前項3と同一の15の事柄を挙げ、それぞれの取り組みがどの程度必要であると感じているか、項目別に平均値を算出した (Figure 5)。その結果、すべての項目で平均値は3.5を超えており、全体的にみて、補導員が初発型非行防止に関する取り組みの必要性を強く感じていることが示された。

なかでも、「子どもたちの規範意識を向上させるための取り組み(学校教育等)を充実させること ($M=3.81, SD=0.42$)」や、「万引きや自転車盗は犯罪であるなど、自らのふるまいの

意味を、非行のある少年に十分に理解させること ($M=3.78, SD=0.46$)」の平均値が高いことが明らかとなった。これらの結果から、少年警察補導員が、初発型非行防止のために少年の規範意識を高めることが重要であると考えていることがうかがえる。

先行研究においては、非行のある少年が、一般的に望ましいとされる規範意識を十分に有していることが指摘されてきた (日本弁護士連合会, 2002; 大久保・時岡・岡田, 2013)。しかし、非行のある少年と実際にかかわっている少年警察補導員が、不良行為の背景に「規範意識の低さ」を感じてしまうのはなぜであろうか。その理由としては、少年が、大人の前でわざと自らの規範意識を低くみせるような態度や行動を示してしまうこと、あるいは、少年の規範意識が「善悪の知識」にとどまっており、行動をコントロールし欲求や願望を抑制できるだけの意識として成長していないことなどが考えられる。非行のある少年がどのような規範意識を持っているのかは、その少年と継続的にかかわらなければ見えてこないものではないかと思われる。補導時のかかわりをチャンスととらえ、

Table 2 1年間あたりの街頭補導回数と、初発型非行防止に関する取り組みの実施状況との関連

	街頭補導回数				F値
	0～9回	10～19回	20～39回	40回以上	
	N=50	N=69	N=52	N=25	
子どもたちの規範意識を向上させるための取り組み（学校教育等）を充実させること	2.57 (0.71)	2.73 (0.57)	2.76 (0.48)	2.64 (0.70)	0.96
地域のつながりを深めるために、町内会の行事等を活性化させること	2.51 (0.65)	2.46 (0.63)	2.55 (0.54)	2.64 (0.76)	0.57
少年の非行防止に地域の関心が高まるように、啓発活動を行うこと	2.63 (0.61)	2.65 (0.64)	2.67 (0.47)	2.75 (0.61)	0.26
少年をとりまく環境を整備すること（有害図書の回収、万引きしづらい店づくり等）	2.61 (0.61)	2.56 (0.63)	2.67 (0.51)	2.70 (0.63)	0.50
少年非行にたずさわる方々（ボランティアや教師等）の研修会を充実させること	2.63 (0.53)	2.65 (0.59)	2.69 (0.47)	2.75 (0.53)	0.33
少年非行にたずさわる方々が安心して活動できるように、支援体制を充実させること	2.43 (0.58)	2.34 (0.54)	2.56 (0.50)	2.52 (0.73)	1.61
補導に関する法律上の整備（補導の手続きの明確化等）をすること	2.32 (0.59)	2.29 (0.63)	2.51 (0.64)	2.67 (0.76)	2.80* 0～9回, 10～19回<40回以上
非行のある少年の親の意識が変化するように、子育てに関する相談や啓発活動を充実させること	2.21 (0.69)	2.30 (0.61)	2.27 (0.56)	2.21 (0.72)	0.25
非行のある少年に対して継続的な指導・助言を行う（継続的に関わる）こと	2.29 (0.59)	2.37 (0.60)	2.38 (0.60)	2.43 (0.66)	0.56
家庭環境や少年の人格等、非行の背景を理解した上で指導・助言を行うこと	2.40 (0.65)	2.41 (0.64)	2.48 (0.64)	2.65 (0.78)	0.92
非行のある少年と人間関係を築いた上で指導・助言を行うこと	2.11 (0.64)	2.17 (0.66)	2.42 (0.64)	2.26 (0.81)	2.13
万引きや自転車盗は犯罪であるなど、自らのふるまいの意味を、非行のある少年に十分に理解させること	2.36 (0.61)	2.42 (0.64)	2.56 (0.57)	2.33 (0.64)	1.15
自らのふるまいによる被害者がいる場合に、被害者の立場に立つことができるように指導・助言をすること	2.35 (0.57)	2.37 (0.58)	2.37 (0.56)	2.21 (0.72)	0.49
少年の非行に対応するために、家庭、警察、学校、医療機関など関係諸機関が連携をすること	2.60 (0.58)	2.50 (0.64)	2.60 (0.49)	2.48 (0.79)	0.46
学校や家庭、地域に、非行のある少年の居場所を確保すること	2.15 (0.67)	2.12 (0.60)	2.06 (0.65)	2.35 (0.71)	1.07

カッコ内は標準偏差

*p<.05

(岡崎, 2011) 少年との間に信頼関係を構築し、ともに考えていくことが必要であろう。

次に、少年警察補導員による1年間あたりの街頭補導回数によって、初発型非行防止に関する取り組みの必要性の認識に差があるか否かについて検討するため、取り組みの必要性の認識を従属変数とした一要因分散分析を行った。その結果、15項目のうち、10項目において有意な差がみられた (Table 3)。

Tukey法による多重比較を行った結果、「少年の非行防止に地域の関心が高まるように、啓発活動を行うこと (F(3,195) = 4.29, p<.01)」, 「非行のある少年と人間関係を築いた上で指導・

助言を行うこと (F(3,195) = 6.52, p<.001)」では、1年間に20回～39回および40回以上の街頭補導を実施している群の平均値が、0回～9回の群と10回～19回の群よりも高かった。また、「少年をとりまく環境を整備すること（有害図書の回収、万引きしづらい店づくり等） (F(3,195) = 2.75, p<.05)」, 「少年非行にたずさわる方々（ボランティアや教師等）の研修会を充実させること (F(3,195) = 4.34, p<.01)」, 「非行のある少年の親の意識が変化するように、子育てに関する相談や啓発活動を充実させること (F(3,195) = 5.24, p<.01)」, 「家庭環境や少年の人格等、非行の背景を理解した上で指導・

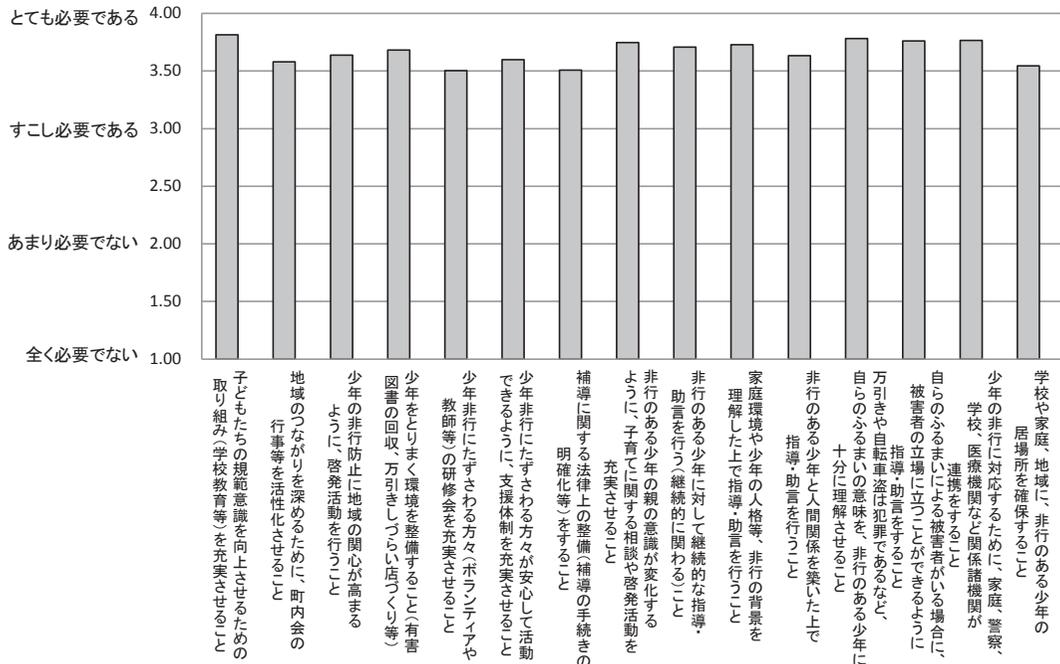


Figure 5 初発型非行防止に関する取り組みの必要性

助言を行うこと (F(3,195) = 4.45, p < .01)、「万引きや自転車盗は犯罪であるなど、自らのふるまいの意味を、非行のある少年に十分に理解させること (F(3,195) = 3.34, p < .05)」、「少年の非行に対応するために、家庭、警察、学校、医療機関など関係諸機関が連携をすること (F(3,195) = 3.26, p < .05)」の6項目では、20回～39回および40回以上の街頭補導を実施している群の平均値が、0回～9回の群よりも有意に高かった。「非行のある少年に対して継続的な指導・助言を行う（継続的に関わる）こと (F(3,195) = 5.18, p < .01)」では、1年間に40回以上の街頭補導を実施している群の平均値が、0回～9回の群と10回～19回の群よりも高かった。「補導に関する法律上の整備（補導の手続きの明確化等）をすること (F(3,195) = 2.59, p < .05)」では、1年間に40回以上の街頭補導を実施している群と0回～9回の群との間にのみ有意な差がみられ、40回以上の群の平均値が高かった。

これらの結果から、1年間あたりの街頭補導の実施回数が多い者ほど、初発型非行防止に関

する取り組みの必要性を強く認識している傾向にあると言える。実際に少年とかわる頻度が高くなるほど、少年への指導は一度のかかわりで終結するものではなく、少年と関係を築き、問題行動の背景を理解したうえで、継続的にかかわっていく必要があると感じるようになるのであろう。また、少年本人だけでなく、その保護者や関係機関など少年にかかわる様々な人と連携することや、地域の関心を高めるための活動を展開することなども、実際に少年にかかわってみて、あらためてその必要性を実感する事柄なのではないかと思われる。

5. 1年間あたりの街頭補導回数と、少年非行に対応する際に感じる困難との関連

少年警察補導員が少年非行に対応する際の困難について、「補導をしようと思っても、その人が未成年かどうか、外見からは分からないこと」、「補導した少年が、平気でうそをついたり、つくり話をすること」などの事柄を挙げ、1年間あたりの街頭補導回数によってそれぞれの事柄に対して感じる困難に差があるか否

Table 3 1年間あたりの街頭補導回数と、初発型非行防止に関する取り組みの必要性との関連

	街頭補導回数				F値
	0～9回 N=50	10～19回 N=69	20～39回 N=52	40回以上 N=25	
子どもたちの規範意識を向上させるための取り組み（学校教育等）を充実させること	3.76 (0.43)	3.79 (0.48)	3.86 (0.35)	3.88 (0.33)	0.80
地域のつながりを深めるために、町内会の行事等を活性化させること	3.45 (0.58)	3.56 (0.68)	3.72 (0.45)	3.60 (0.58)	1.80
少年の非行防止に地域の関心が高まるように、啓発活動を行うこと	3.49 (0.54)	3.57 (0.55)	3.82 (0.39)	3.81 (0.46)	4.29** 0～9回, 10～19回<20回～39回, 40回以上
少年をとりまく環境を整備すること（有害図書回収、万引きしづらい店づくり等）	3.53 (0.58)	3.65 (0.57)	3.80 (0.40)	3.78 (0.42)	2.75* 0～9回<20回～39回, 40回以上
少年非行にたずさわる方々（ボランティアや教師等）の研修会を充実させること	3.27 (0.54)	3.53 (0.66)	3.68 (0.51)	3.61 (0.51)	4.34** 0～9回<20回～39回, 40回以上
少年非行にたずさわる方々が安心して活動できるように、支援体制を充実させること	3.56 (0.54)	3.57 (0.68)	3.62 (0.57)	3.77 (0.43)	0.76
補導に関する法律上の整備（補導の手続きの明確化等）をすること	3.34 (0.64)	3.47 (0.66)	3.65 (0.52)	3.65 (0.57)	2.59* 0～9回<40回以上
非行のある少年の親の意識が変化するように、子育てに関する相談や啓発活動を充実させること	3.58 (0.54)	3.70 (0.55)	3.90 (0.30)	3.91 (0.29)	5.24** 0～9回<20回～39回, 40回以上
非行のある少年に対して継続的な指導・助言を行う（継続的に関わる）こと	3.59 (0.54)	3.60 (0.63)	3.82 (0.39)	4.00 (0.00)	5.18** 0～9回, 10回～19回<40回以上
家庭環境や少年の人格等、非行の背景を理解した上で指導・助言を行うこと	3.60 (0.53)	3.65 (0.60)	3.88 (0.33)	3.91 (0.29)	4.45** 0～9回<20回～39回, 40回以上
非行のある少年と人間関係を築いた上で指導・助言を行うこと	3.42 (0.64)	3.55 (0.66)	3.86 (0.35)	3.85 (0.39)	6.52*** 0～9回, 10～19回<20回～39回, 40回以上
万引きや自転車盗は犯罪であるなど、自らのふるまいの意味を、非行のある少年に十分に理解させること	3.65 (0.48)	3.73 (0.57)	3.90 (0.30)	3.91 (0.29)	3.34* 0～9回<20回～39回, 40回以上
自らのふるまいによる被害者がいる場合に、被害者の立場に立つことができるように指導・助言をすること	3.64 (0.56)	3.72 (0.55)	3.86 (0.35)	3.87 (0.34)	2.32
少年の非行に対応するために、家庭、警察、学校、医療機関など関係諸機関が連携をすること	3.63 (0.49)	3.75 (0.56)	3.88 (0.33)	3.91 (0.29)	3.26* 0～9回<20回～39回, 40回以上
学校や家庭、地域に、非行のある少年の居場所を確保すること	3.44 (0.76)	3.44 (0.91)	3.69 (0.61)	3.70 (0.47)	1.72

カッコ内は標準偏差

*p<.05 **p<.01 ***p<.001

かについて検討を行った。困難の程度を従属変数とする一要因分散分析を行った結果、17の事柄のうち、10の事柄において有意な差がみられた（Table 4）。Tukey法による多重比較の結果、「補導をしようと思っても、その人が未成年かどうか、外見からは分からないこと（ $F(3,193) = 3.57, p < .05$ ）」では、1年間に20回～39回の街頭補導を実施している群の平均値が、0回～9回の群と10回～19回の群よりも高かった。また、「補導した少年が、平気でうそをついたり、つくり話をすること（ $F(3,193) = 4.82, p < .01$ ）」、「補導した少年が、終始反抗的なこと（ $F(3,193) = 3.79, p < .05$ ）」では、1年

間に40回以上の街頭補導を実施している群の平均値が0回～9回および10回～19回の群よりも高かった。これらの事柄は、いずれも実際に少年にかかわることで感じる困難である。上記の結果から、街頭補導の回数を重ね、少年とかわる経験が多くなるほど少年への対応がスムーズになるわけではなく、むしろ、困難を強く感じるようになることが示唆された。

また、「補導員に法律上の権限がないため、十分な指導・助言ができないこと」では、40回以上の群の平均値が0回～9回および10回～19回の群よりも高く、20回～39回の群が0～9回の群よりも高かった（ $F(3,193) = 7.23, p < .01$ ）。

Table 4 1年間あたりの街頭補導回数と、少年非行に対応する際の困難との関連

	街頭補導回数				F値
	0~9回 N=50	10~19回 N=68	20~39回 N=51	40回以上 N=25	
補導をしようと思っても、その人が未成年かどうか、外見からは分からないこと	2.34 (0.73)	2.31 (0.84)	2.74 (0.67)	2.60 (0.68)	3.57* 0~9回, 10~19回<20回~39回
補導をしようと思っても、声をかけづらく感じる	2.60 (0.83)	2.53 (0.82)	2.65 (0.67)	2.76 (0.77)	0.55
補導した少年が、平気でうそをついたり、つくり話をする	1.95 (0.80)	2.06 (0.85)	2.30 (0.74)	2.71 (0.85)	4.82** 0~9回, 10~19回<40回以上
補導した少年が、何を考えているのか分からない	2.03 (0.88)	2.28 (0.89)	2.40 (0.88)	2.62 (0.86)	2.32
補導した少年が、終始反抗的なこと	1.95 (0.80)	2.14 (1.00)	2.28 (0.91)	2.76 (0.89)	3.79* 0~9回, 10~19回<40回以上
補導員に法律上の権限がないため、十分な指導・助言ができない	2.21 (0.78)	2.48 (0.92)	2.74 (0.64)	3.14 (0.79)	7.23*** 0~9回, 10~19回<40回以上, 0~9回<20~39回
補導時に、どこまで踏み込んで指導・助言をしたらいいのか判断が難しい	2.48 (0.88)	2.65 (0.83)	2.72 (0.66)	2.95 (0.69)	1.77
補導時に、何が不良行為にあたるのか、判断が難しい	2.23 (0.81)	2.23 (0.83)	2.24 (0.65)	2.39 (0.70)	0.22
親や警察、学校等に連絡をするべきかどうか、判断が難しい	2.18 (0.85)	2.28 (0.88)	2.50 (0.66)	2.60 (0.88)	1.83
周りの大人が、少年の非行を見て見ぬふりをする	2.76 (0.79)	2.74 (0.94)	3.00 (0.65)	3.18 (0.73)	2.31
少年非行について対応方法の知識が不足している	2.71 (0.87)	2.51 (0.86)	2.56 (0.62)	2.81 (0.68)	1.05
補導をしても、その後、その少年がどうなったのか分からない	2.11 (0.65)	2.04 (0.76)	2.33 (0.64)	2.61 (0.78)	3.66* 10~19回<40回以上
もっと補導等に参加をしたいと思います、時間的に余裕がない	2.79 (0.84)	2.30 (0.90)	2.38 (0.81)	2.29 (0.90)	3.06* 0~9回>10~19回
非行のある少年の家庭に、教育を期待できない	2.53 (0.91)	2.48 (1.05)	2.98 (0.79)	3.14 (0.94)	4.18** 10~19回<40回以上
少年の親が、叱責や注意をせずに、むしろ子どもの機嫌をとっている	2.56 (0.91)	2.44 (1.02)	2.93 (0.84)	3.23 (1.02)	4.75** 0~9回, 10~19回<40回以上
過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題がある	2.76 (0.89)	2.67 (1.03)	3.13 (0.74)	3.32 (0.89)	4.08** 0~9回, 10~19回<40回以上
少年のふるまいを、親がそれほど問題があるとは思っていない	2.82 (0.90)	2.63 (0.96)	2.96 (0.76)	3.23 (0.87)	2.74* 10~19回<40回以上

カッコ内は標準偏差

*p<.05 **p<.01 ***p<.001

これは、前述の初発型非行防止に関する取り組みのひとつとして、「補導に関する法律上の整備（補導の手続きの明確化等）をすること」の必要性を40回以上の群がより強く認識していたことに関連しているのではないと思われる。宮前ら（2013）は、少年警察補導員が「少年に十分な指導ができていない」という不全感を抱えていることを明らかにしているが、本研究の結果から、より積極的に活動を展開している少年警察補導員ほど、取り組みの現状に不全感を

募らせているのではないかと考えられる。

少年の家庭の状況や保護者に関する事柄については、「非行のある少年の家庭に、教育を期待できないこと（ $F(3,193) = 4.18, p < .01$ ）」、「少年の親が、叱責や注意をせずに、むしろ子どもの機嫌をとっていること（ $F(3,193) = 4.75, p < .01$ ）」、「過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題があること（ $F(3,193) = 4.08, p < .01$ ）」、「少年のふるまいを、親がそれほど問題があるとは思っていないこと

($F(3,193) = 2.74, p < .05$)」の4項目において、群間に有意な差がみられた。多重比較の結果、40回以上の群が、0回～9回あるいは10回～19回の群よりも有意に強い困難を感じていることが明らかとなった。これらの結果から、街頭補導を多く実施している少年警察補導員ほど、少年の非行行動の背景に、家庭の問題が存在していると感じおり、その対応に苦慮する傾向にあると考えられる。先行研究においても、多くの補導員が、補導上ネックになっている問題点として保護者の課題を挙げている(松本, 1979)。補導員は、非行のある少年とかわる機会が増えるほど、保護者の養育態度に関する課題に気づくことも増えるのであろう。しかし、少年警察補導員の立場で家庭の状況に踏み込んで指導を行うことには個人情報保護等の観点から様々な困難があり(宮前ら, 2013)、十分な指導ができないもどかしさも感じているのではないかとと思われる。

まとめと今後の課題

本研究では、少年警察補導員を対象に、1年間あたりの街頭補導回数をふまえたうえで、初発型非行防止に関する取り組みや非行のある少年に対応する際の困難について検討することを目的とした。

少年警察補導員の1年間あたりの街頭補導回数について検討した結果、自主的に行われる街頭補導回数においては0回～250回と大きな幅があり、個人差が大きいことが明らかとなった。また、街頭補導を年間20回以上実施している補導員は、少年や親、学校から相談を受ける頻度が相対的に高く、積極的な活動が地域からの信頼につながっていることが示された。

初発型非行防止に関する取り組みの実施状況については、全体的に平均値が低く、1年間あたりの街頭補導回数による取り組みの実施状況の差もほとんどみられなかった。一方で、初発型非行防止に関する取り組みの必要性については全体的に平均値が高く、街頭補導回数が多い補導員ほど、取り組みの必要性を強く認識して

いる傾向がみられた。今後いっそう、初発型非行防止のための活動を充実させていくことが求められていると言えよう。

少年非行に対応する際に感じる困難については、1年間あたりの街頭補導を多く行っている補導員ほど、様々な事柄について困難をより強く感じていることが明らかになった。意欲が高く積極的に活動している補導員ほど、少年に十分な指導ができていないという不全感、反抗的な少年にどのようにかわればよいかかわらないという不安を抱えており、それが解消されないまま活動を継続せざるを得ない状況にあるのではないだろうか。少年警察補導員の活動に対する意欲を維持するためにも、少年への対応に関する困難を感じたときに、アドバイスを求めたり相談ができたりする環境の整備が必要ではないかと思われる。

一方、「補導時に、どこまで踏み込んで指導・助言をしたらよいのか判断が難しいこと」、「補導時に、何が不良行為にあたるのか、判断が難しいこと」、「少年非行について対応方法の知識が不足していること」といった事柄においては、街頭補導回数の違いによる平均値の差は認められなかった。これらのことから、街頭補導を多く経験しても、その経験が「少年に適切に対応できている」という意識につながっているわけではないと考えられる。村松(2005)は、地域の少年警察補導員が知識や技術を身につけるための研修制度や、事例理解のためのスーパービジョンの必要性について言及している。実際の補導場面において、どのような目的や見通しをもってかわるのか、また、ボランティアの立場で具体的にどのような働きかけができるのかを共有し、補導員が安心して少年にかかわることができる体制を構築していく必要があるのではないかとと思われる。

謝辞

本研究の実施にあたり、調査にご協力くださった少年警察補導員の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

引用文献

- 相原佳子 (2005). 少年の将来にとって利益になる補導を全国少年補導員協会 (編) 社会で取り組む子どもの健全な育成－少年非行防止法制の在り方 Pp. 58－63.
- 松本巖 (1979). 婦人補導員の補導に対する考え方
1. 勤続年数による比較 科学警察研究所報告 防犯少年編, 20 (2), 93－99.
- 松本巖・関亦重信 (1978). 地域規模別にみた少年補導員の活動と意識 科学警察研究所報告 防犯少年編, 19 (1), 62－73.
- 緑川徹 (1999). 初発型非行－豊かさが生みだす浮遊非行－ 清永賢二 (編) 少年非行の世界 有斐閣 Pp. 37－65.
- 宮前淳子・宮前義和・堀江良英・大久保智生 (2013). 少年警察補導員による少年非行への対応とその困難に関する研究 香川大学教育実践総合研究, 26, 83－94.
- 麦島文夫 (2004). 少年警察ボランティアのあり方に関する調査報告書－ (社) 全国少年補導員協会 平成一六年三月－ 青少年問題, 51 (9), 42－45.
- 村松励 (2005). 非行を繰り返す少年と継続補導 全国少年補導員協会 (編) 社会で取り組む子どもの健全な育成－少年非行防止法制の在り方 Pp. 86－91.
- 日本弁護士連合会 (編) (2002). 検証少年犯罪 日本評論社
- 岡崎勲 (2011). まず、子どもとの信頼関係を築くことが大切 社団法人全国少年警察ボランティア協会 (編) 時代を担う少年の育成のために－子どもに規範意識を身につけさせよう Pp. 73－79.
- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼 (編) (2013). 万引き防止対策に関する調査と社会的実践 ナカニシヤ出版
- 鈴木真悟 (1990). 初発型非行の特徴と警察の対応 犯罪社会学研究, 15, 50－65.
- 少年非行防止法制に関する研究会 (2004). 少年非行防止法制の在り方について (提言)
- 高橋良彰・西村春夫・戸崎義文・鈴木真悟・小林寿一 (1988). 再非行少年の研究 1. 警察補導時の家庭状況と再非行との関連 科学警察研究所報告 防犯少年編, 29 (1), 1－13.
- 山本理絵 (2007). 小学生の初発型非行に対する援助の在り方について 香川大学大学院教育学研究科平成18年度修士論文 (未公開)